

第7期鳥取県自然保護ボランティア募集要項

1 募集の目的

鳥取県内の自然公園、長距離自然歩道、鳥獣保護区、自然環境保全地域等（以下「自然公園等」という。）において、優れた自然環境を大切に保護し、後世へ引き継いでいくために、自然公園等におけるルール・マナーの普及啓発活動や監視活動等に携わっていただける方を「自然保護ボランティア」として募集します。

2 自然保護ボランティアに期待する役割

自然保護ボランティアの皆さんには次のような役割を期待しています。

- 県・市町村・国（以下「県等」という。）と協働して地域の自然保護活動の担い手となること
- 自然に興味のある人たちを募り、主体的に自然保護活動を実践したり地域ごとの自然環境保全についての正しい知識を地域に浸透させていくためのパイプ役となること
- 自然保護監視員と必要な情報を交換し連携した取り組みを実践すること

3 自然保護ボランティアの活動区域、活動内容、身分、報酬等

(1) 活動区域

鳥取県内各区域（東部、中部、西部、日野）の自然公園等。（複数区域の登録可。）

(2) 活動内容等

以下に例示したような自主的な活動又は県等の活動に対する協力を可能な範囲でお願いします。

【自主的な活動】

活動の分類	活動内容
①美化活動	○ 活動区域内での自主的なゴミ拾い等
②普及啓発活動	○ 活動区域利用者への、ルールやマナーの呼びかけ 例) 啓発用チラシ等の配布
③情報提供	○ 活動区域内の自然公園等でルール違反や施設の破損等異常を発見した際の県への情報提供 例1) 鳥取砂丘でゴミを投棄している者を見 例2) 自然歩道の木道が破損しているのを見 例3) 希少野生植物を違法採取している者を見 例4) 外来生物を見

注) 活動区域内には自治体以外が所有・管理する民有地があります。民有地での活動については、必ず事前に所有者・管理者へ御相談ください。

注) 大量のゴミや危険物の処理など、自主的な活動では対応が難しい場合は、事前に活動区域の担当所属（「9 応募方法」記載）に御相談ください。

【必要に応じて協力をお願いする活動】

活動の分類	活動内容
④利用環境維持活動	○ 施設の簡易な維持管理への協力 例) 県が行う長距離自然歩道整備への協力 ○ 活動区域での環境保全活動への協力 例1) 外来生物駆除作業への参加 例2) 自然環境保全地域での保全活動への参加
⑤鳥取県自然保護監視員の活動に対する協力	○ 巡視活動、普及啓発活動への参加、協力 例) 動植物違法採取防止パトロールへの参加

(3) 身分等

鳥取県の自然保護行政に自発的に協力する者とし、法令上の権限は有しません。

なお、県から登録証を交付し、腕章を貸与します。

(4) 報酬

無報酬とします。

(5) その他

ボランティア活動保険に加入いただくこととし、県においてその手続を行います。

4 登録期間

登録日から2021年3月31日までの期間とします。

5 募集人員

鳥取県東部、中部、西部、日野地域の各区域で30名～50名程度。

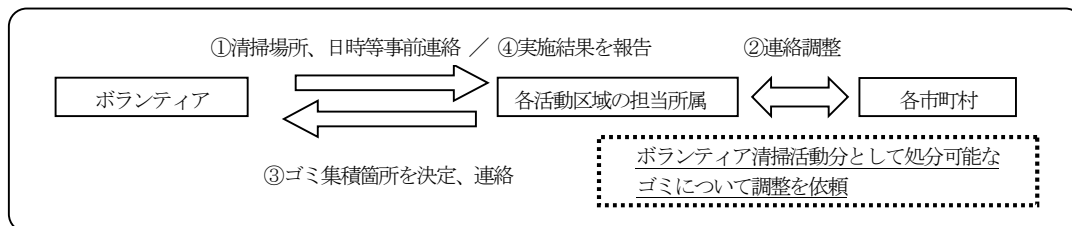
6 応募資格

自然保護に関し熱意と理解があり、ボランティアとして活動できる小学生以上の者。
ただし、小中学生にあつては保護者又は責任者の同伴で活動してください。高校生にあつては保護者又は責任者の承認を得た上で活動してください。

7 県からの支援等

- (1) 県等が行う研修会、自然環境保全活動等への参加案内をします。
- (2) その他、県は活動に対する支援等について必要性を検討の上、可能な範囲で行います。

【例：活動に対する支援（ゴミの処分に係る調整）】



※支援の一例を示したものです。清掃場所・内容等により対応が異なります。

8 自然保護ボランティアからの情報提供

活動区域内の自然公園等でのルール違反や施設の破損等異常については、緑豊かな自然課又は各活動区域の担当所属に適宜情報提供してください。（方法は任意）

いただいた情報については、緑豊かな自然課又は各活動区域の担当所属が自然保護ボランティアと連携し必要な対応を行うとともに、必要に応じて対応結果を自然保護ボランティアにフィードバックすることとします。

9 応募方法

申込書を下表の希望する活動区域の担当所属宛に提出してください。

申込書は担当課で入手するか、鳥取県緑豊かな自然課ホームページからダウンロードしてください。また、担当所属宛に電話等にて郵送の請求をすることも可能です。

希望活動区域	担当所属	送付先
東部地域もしくは複数の地域	生活環境部 緑豊かな自然課	〒680-8570 鳥取市東町1-220 電話:0857-26-7200 FAX:0857-26-7561 電子メール:midori-shizen@pref.tottori.lg.jp
中部地域	中部総合事務所 生活環境局生活安全課	〒682-0802 倉吉市東巖城町2 電話:0858-23-3276 FAX:0858-23-3266 電子メール:chubuseikatsukankyo@pref.tottori.lg.jp
西部地域	西部総合事務所 生活環境局生活安全課	〒683-0054 米子市糺町一丁目160 電話:0859-31-9320 FAX:0859-31-9333 電子メール:seibuseikatsukankyo@pref.tottori.lg.jp
日野地域	(西部総合事務所) 日野振興センター日野振興局 地域振興課	〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1 電話:0859-72-2081 FAX:0859-72-2072 電子メール:hino-shinkou@pref.tottori.lg.jp